様式１（第４条関係）

認定申請書

令和　年　月　日

（宛先）

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　事　業　者　名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度の認定を受けたいので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第４条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　申請事業者概要書（様式１－１）

２　埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第３条第１号の履行に関する誓約書（様式１－２）

３　暴力団排除に関する誓約事項（様式１－３）

４　事業所に省エネ・再エネ活用設備を設置した過去の契約実績が１件以上確認できる書類（契約書・請書等）

（契約・保証書等に含まれる個人情報については、マスキング（黒塗り）するなど、見えないように加工を施し添付すること。）

５　法人の場合は商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本、個人の場合は開業届等

６　納税証明書

様式１－１（第４条関係）

申請事業者概要書

|  |
| --- |
| １　事業者に関する事項 |
| （１）事業者の名称・所在地等 |
| (フリガナ)名　称 |  | (フリガナ)代表者職・氏名 |  |
|  |  |
| 所在地 | 〒 |  |
|  |
| 電話番号 |  |  E-mail |  |
| 連絡担当者 | 役職名 |  | (フリガナ)氏名 |  |
|  |
| 電話番号 |  | E-mail |  |
| ＨＰ ＵＲＬ |  |
| （２）取扱設備 | [ ] 太陽光発電設備　[ ] 蓄電池　[ ] その他再生可能エネルギー発電設備　　[ ] 熱利用設備　[ ] その他基盤インフラ設備　[ ] コージェネレーションシステム |
| （３）事業の種類 | [ ] 販売・施工　　[ ] ＰＰＡ　　[ ] リース |

様式１－２（第４条関係）

誓約書

　埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第４条の認定の申請に当たり、下記事項について遵守することを誓約します。

記

※誓約事項を確認し、✔を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| **誓約事項** | ✓ |
| １　省エネ・再エネ活用設備の販売・施工等（販売に関する広告、勧誘、商談、見積り、契約の締結、施工等一切の行為をいう。以下同じ。）に当たっては、関連する法令を十分理解し、遵守します。　 | [ ]  |
| ２　省エネ・再エネ活用設備の仕様、性能、施工方法、費用、国や自治体の補助金、関連する制度、経済性、保証内容等について十分理解した上で、発注者に誤認を与えることなく、正しく認識いただけるよう、カタログ、見積書、各種資料等により、具体的な数値を示して、分かりやすく丁寧に正確な説明を行います。　 | [ ]  |
| ３　発注者の希望内容や条件を確認し、現地調査を必ず行い、施工する建物や場所等の条件に適した製品や規格を提示します。　 | [ ]  |
| ４　見積りに当たっては、内訳明細を記載した見積書等を作成し、発注者に対し、設備・施工の各項目の内容と費用を分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明します。　 | [ ]  |
| ５　契約の締結に当たっては、契約書及び契約約款等の各項目の内容について、発注者に対し、分かりやすく、誤解を与えることのないよう十分に説明し、確認を行います。　 | [ ]  |
| ６　契約の解除に関する説明は特に正確かつ誠実に行います。　 | [ ]  |
| ７　電力会社や経済産業省への申請・報告など必要な手続きについて、分かりやすく説明します。　 | [ ]  |
| ８　実現不可能な約束や、当社として認めていない特約を付す等の説明又は契約はしません。　 | [ ]  |
| ９　省エネ・再エネ活用設備の標準的な施工方法に基づき、関係法令等に適合するよう設計・施工します。同方法で設計・施工できない場合は、省エネ・再エネ活用設備メーカーに確認します。 | [ ]  |
| 10　施工に当たっては、法令で定められた資格を有した者が行います。 | [ ]  |
| 11　施工に当たっては、契約時に説明し合意した内容に基づき、施工に伴うトラブルを未然に防止することはもとより、資材の搬入条件も考慮の上、安心・安全と品質を確保し、効率良く作業を進め、近隣や外来者に対しても迷惑をかけないよう誠実に施工します。 | [ ]  |
| 12　設備等の使用方法や部品の交換等に関する情報は、具体的な資料を提示するなどして正確に伝えます｡ | [ ]  |
| 13　従業員に対する教育指導を徹底し、接客の質の向上、専門知識の習得、技術・技能の研鑚に努めます。 | [ ]  |
| 14　トラブルや苦情等に対して迅速・誠実に対応します。当社の従業員の対応が不十分な場合には、当社の責任において、誠意をもって早期問題解決を図るように努めます。 | [ ]  |
| 15　上記の事項について、自ら実施しない場合は、それを請け負う事業者に遵守させます。 | [ ]  |
| 16　取り扱う設備に関する相談体制を整え、発注者の相談を受け付けます。　 | [ ]  |
| 17　県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力します。 | [ ]  |

令和　年　月　日

（宛先）

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　事　業　者　名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

様式１－３（第４条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

　当事業者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的　あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

５　省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、ＰＰＡ又はリースを行うに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が上記１から４までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

６　省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、ＰＰＡ又はリースを行うに当たり、法人等が、上記１から４までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（５に該当する場合を除く。）に、県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

令和　年　月　日

（宛先）

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　事　業　者　名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

様式２（第５条第１項関係）

　第 号

令和　年　月　日

　様

埼玉県知事

認定通知書

令和　年　月　日付けで申請があった埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）の認定について審査したところ、認定が適当と判断されますので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）に認定します。

つきましては、関係法令及び埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領の規定並びに誓約書の内容を遵守し、適正な事業の執行に努めてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定番号 |  |
| 認定年月日 | 年　　月　　日 |
| 有効期間 | 年　　月　　日まで有効 |

様式３（第５条第２項関係）

　第 号

令和　年　月　日

　様

埼玉県知事

不認定通知書

令和　年　月　日付け申請があった埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）の認定について審査したところ、下記の理由により認定の要件を満たさないと判断されますので、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第５条第２項の規定により通知します。

記

１　不認定の理由

様式４（第８条第１項関係）

認定変更届出書

令和　年　月　日

（宛先）

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　認定事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第８条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認定番号 |  |
| 認定年月日 |  |
| 変更事項 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更の理由 |  |

様式５（第１０条第１項関係）

認定辞退届

令和　年　月　日

（宛先）

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　認定事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第１０条第１項の規定により、下記のとおり認定の辞退を届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認定番号 |  |
| 認定年月日 |  |
| 辞退の理由 |  |

様式６（第１０条第４項関係）

　第 号

令和　年　月　日

　様

埼玉県知事

認定取消通知書

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第１０条第４項の規定により、下記のとおり認定を取り消します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 認定番号 |  |
| 認定年月日 |  |
| 取消しの理由 |  |

※　取消しの理由について異議がある場合は、通知を受けてから７日以内に環境部エネルギー

環境課創エネルギー推進担当宛て申し出てください。